6　山王廃寺は定額寺の放光寺

松田　猛

はじめに

昭和54年の夏に行われた山王廃寺跡第６次発掘調査で、塔跡と金堂跡の間から「放光寺」と篦書きされた瓦が出土した。放光寺といえば、「辛巳歳」（681）の紀年を有する山上碑と、長元３年（1030）の作成とされる『上野国交替実録帳』とにその名が認められる古代寺院である(註1)。筆者はこれまでに、山王廃寺跡と上野国分寺跡から出土する同笵の軒丸瓦に注目し、山王廃寺は定額寺の寺格を有する放光寺であることを論じ、創建期の軒丸瓦等から、山王廃寺は中央との密接な関係のもとに７世紀の後半に建立されたことを明らかにしてきた(註2)。　その後、今日に至るまでの調査で、講堂の全体像が明らかとなり、回廊が検出されるなど大きな成果が上がり、多量の塑像が出土したことから、山王廃寺の評価はさらに高まり、平成20年には史跡の追加指定と名称変更が行われ、史跡山王廃寺跡となった。また、「放光寺」の文字瓦についての新知見が見られたり(註3)、定額寺についての関心が示されたりしている(註4)ので、最近の調査成果を踏まえて、定額寺としての放光寺について再確認してみたい。

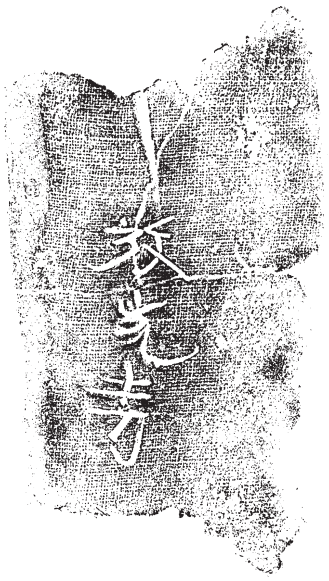

「放光寺」銘篦書瓦

(1)　山王廃寺は放光寺

この「放光寺」と書かれた平瓦は、凸面に縦方向の縄目痕がある一枚作りされたもので、上野国分寺などでも出土している奈良時代後半ないし平安時代前半に生産された瓦である。これについて、栗原和彦氏は平成の調査で出土した同様の製作技法と胎土の瓦に「天長八」と書かれたものがあることから、その製作された時期を天長８年（831）頃であると推定した(註5)。一般に、文字瓦に記された文字は、生産過程の極めて限定された時間、場所で書かかれるものであり、その意味するところは、瓦の生産形態や需給関係と密接な関係にある。この「放光寺」は、瓦の供給先である山王廃寺の寺名が記されたものと考えてよいだろう。

上野国の古代寺院の中で、放光寺は山上碑と『上野国交替実録帳』との２つの史料に見出せる。これらの史料の間には300年以上もの時間の経過があり、はたして同一の寺であるかどうか、即断はできない。しかしながら、山王廃寺は７世紀中頃から少なくとも10世紀代までは存続したと考えられ、それは山上碑の建碑から『上野国交替実録帳』記載の放光寺が定額寺の列から除かれた時期までの間にほぼ合致しており、「放光寺」の文字瓦を出土する山王廃寺跡を介在された場合、両者に見える放光寺は同じ寺を指すものであると考えられる。

山上碑の銘文は漢字を並べて和文を表記したものであり、その全文を読み下すと次のようになる(註6)。

辛己歳集月三日記す。佐野の三家を定め賜える健守命の孫黒売刀自、比の新川臣の児斯多々弥足尼の孫大児臣に娶ぎ生める児利僧、母の為めに記し定める文也。放光寺の僧。

山上碑は、「佐野三家」の管掌者の子孫である放光寺の長利僧が、母「黒売刀自」のために記した隣接する山上古墳の墓誌であり、中国吉林省集安にある高句麗好太王碑などと同様に、古墳の被葬者が特定できる極めて稀な資料である。

碑文中の「佐野三家」は他の資料には認められず、『日本書紀』安閑天皇２年の記事に見られる「緑野屯倉」のような設置経緯が想定される。碑の形態や書風から朝鮮半島の影響が認められ、山王廃寺の複弁軒丸瓦とも共通

する高崎市でえせいじ遺跡の新羅系文様の軒丸瓦の展開も興味深いものがある。そして、大和に起源をもつ截石切組積石室を採用した山上古墳の墓誌であることから、佐野三家と中央との深い繋がりが想定される。でえせいじ遺跡と同笵の軒丸瓦の分布圏こそが佐野三家の勢力範囲ではないかと考えられる。佐野三家の系譜を引く長利はその氏寺もしくは父方の寺である可能性をもつ放光寺の僧となり、７世紀後半の中葉には放光寺は存在していたのである。

次に、長元３年に作成された『上野国交替実録帳』は、九条家本延喜式の紙背文書で、国司交替の際の引継文書である不与解由状の草案と考えられている(註7)。その定額寺項には、放光寺、法林寺、弘輪寺、慈広寺の４ケ寺があげられている。この中で、放光寺については、

放光寺　件の寺、氏人の申請に依り、定額寺と為さず。仍つて除き放つこと已に了んぬ。

とあり、本資料作成の時点で、すでに氏人（檀越）の申請によって定額寺の列から除かれていたのである。また、他の３ケ寺については、いまだ定額寺に列せられているものの、すでにその堂舎、仏具等の破損、消失が著しく、平安時代の定額寺の実態を垣間見ることができる。このことからも、放光寺は堂舎の破損、消失等によって寺院の維持が困難となったために、定額寺の寺格から離れたことが推察される。

また、10世紀頃になると、定額寺の制度も形骸化し、国家による規制のみが生き続けて、檀越にとって定額寺であることの利点は薄れたことも考えられる。このような中にあって、放光寺は檀越の意志によってその寺格を放棄しているのであり、そこには、依然として檀越の大きな力が働いていると考えられる。

そして、山王廃寺跡は、塔心礎、根巻石、鴟尾といった石製品や出土瓦、多量の塑像や緑釉水注等の陶器セットの存在、および遺跡の状況からして、７世紀後半から10世紀頃まで長期間にわたって存続したものである。さらに、その規模が大きくて、遺構の造作が精巧であることや、法隆寺五重塔の塔本塑像に類似した塑像をはじめとする遺物の内容が豊富なこと等から、その背景には寺の経営を支え、長期間継続してその修造にも力を注ぐことができる檀越が存在し、寺院機能を維持する組織的な力が働いていたと考えられる。

山王廃寺のあるこの地域を治めた豪族は、前方後円墳の王山古墳・総社二子山古墳や方墳の宝塔山古墳・蛇穴山古墳といった県内最高水準をもった総社古墳群を背景としており、山王廃寺の南方には上野国府が展開していることからも、傑出した勢力であったと考えられるのである。

このように、山王廃寺跡と山上碑及び『上野国交替実録帳』にみえる「放光寺」とは、寺名やその時期、性格において符合する点が認められることから、山王廃寺こそがこの２つの資料に認められる「放光寺」と考えられるのである。

⑵　定額寺と国分寺

定額寺については、『続日本紀』天平勝宝元年（749）７月13日の、諸寺の墾田を制限した記事に、

大倭国法華寺･諸国分金光明寺（僧寺）は千町、大倭国国分金光明寺（東大寺）は四千町、元興寺は二千町、法隆寺・下野薬師寺は五百町、諸国法華寺（尼寺）は四百町、定額寺は百町。

とあるのが初見である。この他の定額寺に関する史料は、そのほとんどが平安時代のものであり、これまで、定額寺の成立とその性格については、多くの研究がなされてきた。それによると、定額寺とは、①国家が寺院に与えた大寺、国分寺に次ぐもう一つの寺格、②国家から経済的な優遇措地を受ける反面、資財帳を通して一定の管理のもとに置かれていた。定額寺の管理、運営には国司が深く関与していて、国分寺と同様に地方の有力寺院である定額寺も国司の管轄下に置かれていたのである。

『続日本後紀』承和５年（838）９月19日の勅には、

天下の定額寺の堂舎、并びに仏像、経論及び神祇諸社を修理令しむ。

とあり、定額寺の堂舎、仏像、経論なとの修理を命じているが、それにもかかわらず、なおも堂舎の破損、消失

といった事態が続いたので、重ねて『続日本後紀』承和８（841）年５月20日の勅で国司に対してその修理を命ずるとともに、寺ごとに修理計画を提出させているのである。このように９世紀中葉から後半にかけて、定額寺の修造を命じる勅が相次いで出されているのである。また、修造の費用については、『日本三代実録』貞観元年（859）７月13日の詔では、寺から所有する田畑からの収穫物をもってその費用に充てさせ、あるいは田畑の無い場合には支度帳に記して言上させていることから、国家が定額寺の堂舎の修造に対して、強い姿勢で臨んでいたことがわかる。

国分寺の修造については、その建立後まもない『続日本紀』天平神護２年（766）８月18日の太政官符に、国分寺の堂舎の中には既に朽ちはてているものがあるので、造寺料稲を用いて修理を加えるように命じているが、国司の怠慢によって修造がなされなかったので、『続日本紀』神護景雲元年（767）11月12日の勅で、すみやかに修理を行うように重ねて命じている。このように、国司による国分寺と定額寺の修造は進捗しなかったようで、『政事要略』長保４年（1002）10月９日の宣旨には、国分寺と定額寺の破損について、10のうち２、３の修造を行なえば、それを国司の実績として考課の対象とするとしている。これについては、『上野国交替実録帳』の前任国司と後任国司との問答の中にも国分寺等の破損に対して、10分の２、３の修造という言葉が認められるので、当時はその程度の修造で良しとしていたようである。

⑶ 定額寺としての放光寺

国司が国家の奨励策に応じて国分寺の修造を行う場合、国司自身の管轄下にもある定額寺が自ら使用する目的で準備していた資財を流用したり、その工人組織を用いて修理用材を生産させる可能性も想定できるのである。このような、国分寺と定額寺との関連を具体的に示すものとして、『日本紀略』弘仁11年（820）11月22日条には、近江国において定額寺国昌寺を国分寺に転用したことが記されており、国分寺が焼失あるいは衰退した際に定額寺を国分二寺に充当したり、『上野国交替実録帳』に見られる定額寺慈広寺の袈裟を国分寺へ運び納めたことなどを上げることができる。

こうした点を山王廃寺と上野国分寺との関連に置き換えて見ると、これまでに、山王廃寺跡から出土した軒丸瓦の瓦当の文様は10数種が数えられているが、そのうち、上野国分寺跡出土の軒丸瓦と同一の文様のものは７種類ある。比較検討の結果、これらはそれぞれ同笵であることがわかった(註８)。

このように、軒丸瓦を通してみた場合、７世紀中頃創建と推定される山王廃寺と、８世紀後半建立と推定され距離的にも近い上野国分寺との間に、ある時期に同じ笵から作られた瓦を共有する関係があったことが明らかとなってきた。とくに、一部のものについてみると、まず特定の瓦窯で生産されて、山王廃寺に限定して供給されていたが、その後、同じ生産地で笵に手直しが施されて、上野国分寺へも供給され、その修造の際に使用されていたことが明らかとなって、瓦の供給関係を介しての両寺間の深い関わりが推定された。

本来、国家によって直接には国司によってなされるべき国分時の修造において、山王廃寺で使用されたものと同笵の瓦が供給されているということは、先の事例を踏まえてみた場合、山王廃寺も国分寺と同様に、国司の直轄下にあったことを示すものと考えられる。

また、第７次調査や平成20年度調査で山王廃寺跡の塔跡にはそれを囲むように白色粘土が敷き詰められていて、その一部には、上に親指大の円礫が敷かれていた。この白色粘土層は、皇朝十二銭の内の「隆平永寶」（796年初鋳）と「冨寿神寶」（818年初鋳）とを出土した土坑が埋没した後に敷設されたことがわかった(註９)。また、この白色粘土の直上には、塔からずり落ちた状態で多量の瓦溜りがあり、さらにその上に二次堆積の瓦の包含層があって、その上を天仁元年（1108）に降下した(註10)浅間山Ｂ軽石を混じえた土層が覆っていた。これらのことから、９世紀前半から12世紀初頭の間に、それもこれらの銅銭が使用された時期を大きくは下らず、白色粘土を用いた山王廃寺の寺域の再整備が実施されたことがわかる。また、その時期は定額寺修造についての一連の施策が打ち

出された時期に符合しており、この点からも定額寺との関連を見い出すことが出来る。これらのことから、山王廃寺は定額寺の寺格を有する寺院であったとみられるのである。そして、弘仁９年（818）に赤城南麓を中心とする大規模な地震が発生していることから(註11)、白色粘土による塔周辺の再整備や、ずり落ちた状態の多量の瓦と地震との因果関係などにさらなる検討を加えていく必要があるだろう。

以上のことから、山王廃寺の寺名は「放光寺」であり、その性格は定額寺であって、山上碑と『上野国交替実録帳』定額寺項に見える「放光寺」と同一の寺院と考えられるのである。

註

1　山上碑銘と『上野国交替実録帳』については、『群馬県史　資料編４　原始古代４　文献』（群馬県史編さん委員会、1985年）による。

2　⑴　松田　猛「山王廃寺の性格をめぐって」（『群馬県史研究』20号　1984年）

⑵　松田　猛「地方定額寺についての一考察―上野国交替実録帳と古代寺院―」『群馬県史研究』32号　1990年

⑶　松田　猛「上毛野における古代寺院の建立―山王廃寺創建期軒丸瓦の再検討―」『信濃』43―４　1991年

3　栗原和彦「山王廃寺出土「放光寺」銘文字瓦をめぐって」『群馬文化』288号　2006年

4　出浦　崇「上野国佐位郡における官衙と寺院―定額寺との関係から―」『国士舘考古』第５号　2009年

5　註３に同じ

6　山上碑銘の原文は次のとおりである。

辛已歳集月三日記
佐野三家定賜健守命孫黒売刀自此
新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児
長利僧母為記定文也　　放光寺僧

7　前沢和之「『上野国交代実録帳』の性格について―定額寺資財帳と不与解由状―」永島福太郎先生退職記念『日本歴史の構造と展開』1983年。『上野国交替実録帳』の定額寺と国司との関わりについては前沢氏の論考によるところが大きい。

8　註２の１に同じ。

9　「冨寿神寶」は平成20年の調査でも出土している。

10　『中右記』天仁元年９月５日

11　『類聚国史』巻171　災異５地震　弘仁９年７月、８月

なお、山王廃寺跡の発掘調査については以下の報告書による。

前橋市教育委員会『山王廃寺跡発掘調査概報』第２次～第４次　1976～78年

前橋市教育委員会『山王廃寺跡発掘調査報告書』第５次～第７次　1979、1980、1982年

前橋市教育委員会『山王廃寺―山王廃寺等Ⅴ遺跡発掘調査報告書―』2000年

前橋市教育委員会『山王廃寺範囲確認調査報告書』平成18～20年度　2007、2009、2010年